

宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」年金規程

(目的)

第1条 この規程は沖縄バプテスト連盟（以下「連盟」という。）に加盟する教会の受給資格を有する教職者又はその配偶者に対して、退職者年金、在職者年金、配偶者年金等の給付を行い、受給資格者を有する教職者又はその配偶者の老後生活の安定に寄与することを目的とする。

(受給資格)

第2条 2021年3月31日をもって廃止された、宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」退職慰労金・年金規程（以下「旧規程」という）9条の規程を原則は引き継ぐものとする。但し、退職に関する規程については除外し次のとおりとする。

- 2 旧規程にて1989年12月31日以前に加入した者。
- 3 受給資格者が所属する教会が連盟より脱退した場合は、脱退した月の翌月より受給資格は喪失し給付は打切るものとする。
- 4 受給資格者が連盟所属教会以外の教会に転籍もしくは連盟以外の教会活動に専従している事が確認された場合、理事会の決議をもって給付を打切る事がある。
- 5 受給資格者で公的年金を夫婦で20万円以上、単身で15万円以上受給している事が確認された場合は、受給資格を喪失し、給付を打切るものとする。

(給付の種類)

第3条 この給付の種類は、次の通りとする。

- (1) 退職者年金：旧規程にて既に給付されている者への年金をいう。
- (2) 在職者年金：給付が開始していない者が手続きによって受給する年金をいう
- (3) 配偶者年金：次条2項によって給付が開始した年金をいう。

(給付手続き)

第4条 受給資格者が年金の給付を受けようとする場合は、所属していた教会が年金の受給申請書を理事会に提出しなければならない。但し、旧規程にて既に給付が開始している者については、この限りではない。

- 2 年金受給者が死亡した場合は、配偶者に配偶者年金として給付は引き継がれる。但し、配偶者が再婚した場合は、その給付を打切るものとする。

(給付額と期間)

第5条 年金受給資格を得ている者への給付額は、月額2万円とする。

- 2 給付期間は2021年4月1日より2026年3月31日までの5年間とする。

(拠出金)

第6条 加盟教会は受給資格者の年金給付を維持するために、毎年 年度予算計上時に毎月の拠出額を3,000円、5,000円、7,000円、10,000円の4種類から選択し、拠出予定額として申請するものとする。

- 2 加盟教会は前条により申請された額を、その年度始めより拠出する。
- 3 拠出金は毎月末日までに連盟事務所に納入するものとする。
- 4 教会が拠出困難な場合は、理事会に対して所定の手続きを以て、拠出金納入の中断を申し出ることができる。

(連盟拠出金)

第7条 この規程により給付の費用に充てるため連盟は適正な数理にもとづいて拠出するものとする。

(献金の受入)

第8条 この制度を助成するために教会、団体及び個人の献金を募ることができる。

(特別会計)

第9条 この規程による給付及び拠出金の会計は特別会計とする。

(会計制度)

第10条 前条による特別会計の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計報告)

第11条 この特別会計の決算は会計年度毎に行い、連盟の年次総会において報告する。

(管理の責任)

第12条 この制度の管理及び運営に関する責任は理事会にあるものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更する場合は連盟理事会において決議され、次に行われる総会で承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、2021年4月1日より施行する